

○再試験事務等の取扱いに関する訓令の制定について

平成 3 年 8 月 1 6 日
交 免 第 8 9 9 号
交 管 第 4 4 0 号

道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号。以下「法」という。）第 1 0 0 条の 2 の規定に基づき実施する再試験について、別添のとおり「再試験事務等の取扱いに関する訓令」（以下「訓令」という。）を制定し、平成 3 年 9 月 1 日から実施することとしたので、下記の事項に留意して誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定理由

再試験事務及び再試験に関連する運転免許事務の適正な運用を図るため、必要な事項を定めたものである。

第 2 訓令の要点

- 1 再試験通知及び移送手続等の一般的事務手続について規定した。
- 2 再試験の受験申込書の受理、受験資格、試験の実施及び結果発表等について規定した。
- 3 再試験に係る運転免許の取消しについて規定した。
- 4 再試験に関連する運転免許証の返納、交付について規定した。

第 3 運転免許事務取扱い上の留意事項

再試験は運転免許試験、運転免許の更新等の業務と密接な関連を有しており、運転免許事務の処理に当たっては、再試験に係る警察庁情報処理センターの電子計算装置による運転者管理システム（以下「運転者管理システム」という。）上の手配（通報）があった場合は、次により取り扱うこと。

1 留意を要する手配（通報）

(1) 初心運転者取消手配登録

法第 1 0 4 条の 2 の 2 の規定に基づく、再試験に係る運転免許の取消処分の執行ができなかった場合に手配する。

(2) 再試験不受験者通報

基準該当初心運転者のうち初心運転者期間終了後において、初心運転者講習受講済登録、再試験受験済（合格）登録、初心運転者取消登録又は初心運転者取消手配登録のない場合に通報

する。

2 手配（通報）を受けている者に対する基本的措置要領

(1) 初心運転者取消手配登録

本登録に係る者の運転免許は、法第104条の2の2の規定に基づき取り消すものであり、これを認知したときは、取消処分の執行の後、申請に係る運転免許事務を処理すること。

(2) 再試験不受験者通報

本通報に係る初心運転者講習の未受講又は再試験の不受験者と認められる者であっても、道路交通法施行令（以下「令」という。）第41条の2又は令第37条の4の各号に規定する理由に該当し、受講（験）期間が経過していない場合もあることから、初心運転者講習又は再試験を受講（験）できなかったやむを得ない理由の有無を確認し、初心運転者講習受講通知、再試験通知又は意見の聴取通知のいずれかの手続をした後、申請に係る運転免許事務を処理すること。

3 運転免許更新申請受理時の留意事項

(1) 運転免許課における措置

ア 初心運転者取消手配登録

対象者が再試験不合格による免許の取消処分を受けている場合は2の(1)により処理すること。

イ 再試験不受験者通報

2の(2)により処理すること。

(2) 警察署における措置

ア 運転免許の住所変更を伴わない更新申請

(ア) 初心運転者取消手配登録

運転免許課長（以下「主管課長」という。）が、事前台紙により通報のあった事項について、基準該当初心運転者の住所地を管轄する警察署長に連絡するので、該当者が更新手続のため来署した時点において主管課長に報告し、その指示により処理すること。

(イ) 再試験不受験者通報

主管課長が、警察署長から送付を受けた更新資料に基づき運転者管理システム上の登録を行い、通報を受理した場合は必要な指示を行うので、その指示により処理すること。

イ 自署管内への住所変更と同時の更新申請

更新申請の受理時に主管課長に対して照会し、手配（通報）の有無を確認の後、申請者が手配（通報）を受けている者であった場合は、主管課長の指示により処理すること。

4 警察署における再交付申請受理時の留意事項

申請受理に当たっては主管課長に照会して手配（通報）の有無を確認し、主管課長の指示により処理すること。

5 運転免許申請受理時の留意事項

(1) 運転免許課における受理上の留意事項

ア 受験資格の確認

準中型自動車免許又は普通自動車免許（以下「準中型免許等」という。）の取得者が、当該準中型免許等を根拠として法第96条第2項から第4項までに規定する種類の運転免許を申請した場合は、運転免許申請書受理時において、受験資格を確認の上受理すること。

イ 準中型免許等の運転免許試験受験者の運転練習

法第96条の2に定める運転練習は、令第34条の3第2項第2号から第4号までに定める者にあつては除外規定の適用がないので、取扱いに留意すること。

(2) 警察署における小型特殊免許申請受理時の留意事項

警察署において実施する運転免許試験のうち小型特殊免許の申請受理に当たっては、あらかじめ運転免許課に照会を行い、1の(1)又は(2)の該当の有無について調査すること。

第4 再試験事務手続上の留意事項

1 再試験通知書の「再試験を行う理由」欄の記載要領は次によるものとする。

例1 （令第36条の理由による再試験通知の場合）

再試験を行う理由	違反事項（ 年 月 日）により、免許取得後の合計点数が 点に達したため。（令第36条）
----------	---

例2 （令第37条の3の理由による再試験通知の場合）

再試験を行う理由	違反事項（ 年 月 日）により初心運転者講習終了後の合計点数が 点に達したため。（令第37条の3）
----------	---

2 基準該当初心運転者の再試験受験期間の特例のうち、令第37条の4第7号に規定する「公安委員会がやむを得ないと認める事情」は次に掲げるような場合である。

(1) 基準該当初心運転者が住所変更を行ったにもかかわらず、公安委員会の初心運転者講習（以下「講習」という。）又は再試験の移送が遅延したため、現住所地で講習（再試験）が受けられなかった場合の公安委員会相互の連絡に要した期間

(2) 再試験の基準に該当するとともに法第103条の規定に基づ

く免許の取消処分に該当し、これに係る意見の聴取手続に要した期間

- (3) 再試験不受験に係る意見の聴取を行った結果、再試験の受験期間内にあることが判明した場合における、当該意見の聴取手続に要した期間
- (4) 気象条件等で再試験又は講習が行えないような場合の当該期間
- (5) 再試験又は講習対象者として疑義又は争いがある場合で、当該疑義等が解消するまでの期間